

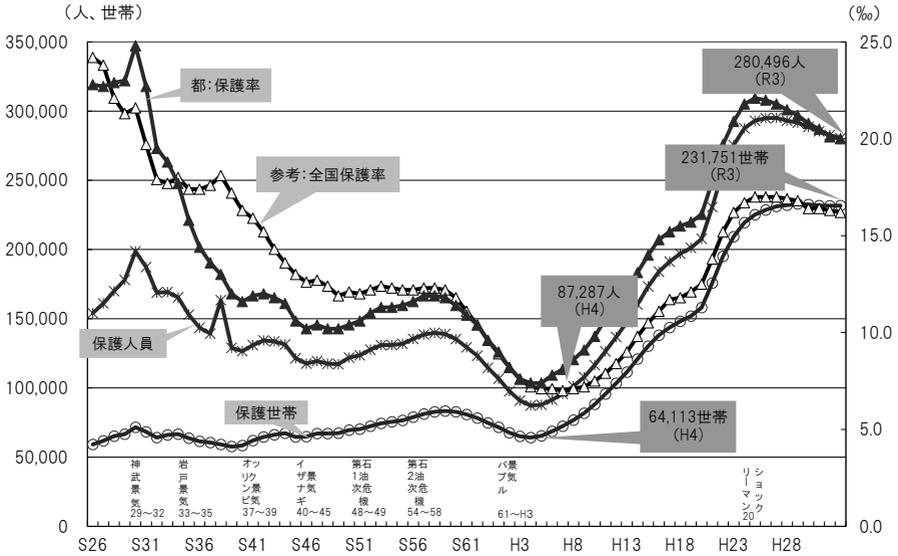
生活保護

6

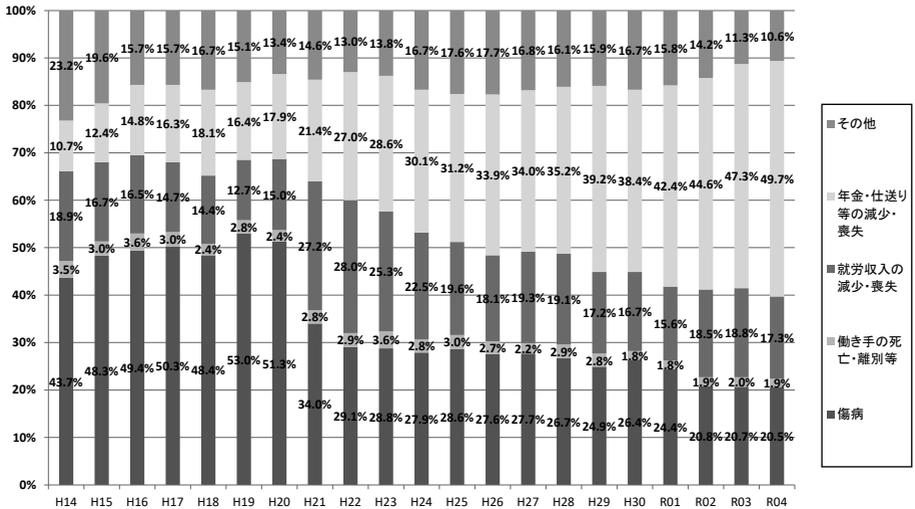
- *生活保護制度
- *生活保護の種類
- *施設
- *その他

都内の生活保護の状況

東京都の保護の動向（昭和26年度～令和3年度）



保護開始の理由（東京都）



資料：福祉保健局「福祉行政統計報告」

生活保護制度

生活保護は、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念に基づき最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護を受けることは国民の権利である。働き手の病気や怪我、そのほか様々な事情で暮らしに困っている方に、国が定める最低限度の生活を保障するとともに、自分の力で生活できるように援助することを目的としている。

厚生労働大臣が定める保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行う。

保護は、生活扶助とその他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部又は一部が適用される。保護費は原則として金銭で支給される。

保護を必要とする人のうち、住宅のない人のために宿所提供施設が、身体上又は精神上に障害がある人のために救護施設及び更生施設があり、医療を必要とする人のために医療保護施設及び指定医療機関がある。救護施設及び更生施設などに入所している人には、別に保護基準が定められている。

生活保護法に基づくこれらの保護のほか、被保護者（保護を受けている人）の自立を支援するため、就労支援費などを支給する都加算援護もある。

なお、各項目の基準額は、全て令和5年10月改定の1級地の1（東京の場合、区部と22市）基準額表によるものである。

根拠法令等 生活保護法

担当課 福祉局生活福祉部保護課

☎5320-4064(直通)、32-431(内線)

FAX 5388-1403

保護の申請と決定

保護の申請 生活保護は、暮らしに困っている人が、居住地又は現在地を管轄する福祉事務所に申請することによって開始する。申請できる人は、要保護者（保護を必要とする状態にある人）、その扶養義務者又はその他の同居の親族。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

なお、扶養義務者による扶養は、生活保護に優先される。ただし、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとされている。

また、居住用の不動産を保有している人で、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能な場合は、当該貸付資金の利用が保護の実施に優先される。

最低生活費の認定 福祉事務所は保護の申請を受けると、家庭訪問などにより世帯構成その他の調査をし、申請者の世帯の最低生活費を計算し認定する。

男33歳、女29歳、子4歳の世帯構成で、1級地の1（東京都区部など）に居住する一般居宅世帯の場合、最低生活費の月額、一般

生活費が16万4,860円（冬季加算の年平均及び児童養育加算を含む。）、住宅費が1万3,000円（特別基準等は167㉔）以内の実費である。

各世帯の状況に応じて、一般生活費では妊産婦などの加算があり、臨時的な経費として被服費、家具什器費、移送費、入学準備金その他が認定される。

また、教育費では教材費などの実費、住宅費では一定範囲内で実費が認定される。

このほか、医療費、介護費、出産費、生業・技能修得（高校等就学費用の一部を含む。）就職支度の費用、葬祭の費用などが一定の基準で認定される。

収入の認定 保護を申請する場合は、全ての収入を申告するが、出産などの祝金や都又は区市町村の支給する心身障害者（児）に関する手当の一定額など、収入として認定しないものがある。

働いて得た収入については、その収入を得るために必要とした経費（社会保険料・所得税・通勤費・就労に伴う託児費など）及び次の種類の控除が認められる。

①基礎控除 収入金額に応じて一定額を控除（就労収入が10万円の場合、2万3,600円を控除。ただし、2人目以降は2万60円）②新規就労控除 新規に就労したため、特別に経費を必要とする場合は6か月間、月額1万1,900円を収入から控除③未成年者控除 未成年者（単身者や独立した世帯を営んでいる場合などを除く。）に対して、その収入が

ら月額1万1,600円を控除

保護の決定 保護を申請した世帯の最低生活費と収入が認定されると、その過不足によって保護の要否が決まる。

保護を必要とする人には、通常申請の日から14日以内に生活保護開始決定通知書が送付される。保護費は毎月初めに被保護者の銀行口座に振り込まれるが、福祉事務所又は町村の窓口で現金で支給される。

※金額については、令和5年10月1日時点の1級地の1の金額を記載した。

◇ 審査請求

保護の決定その他の処分について不服がある場合、被保護者などの請求に基づいて必要な審査を行い、その権利又は利益を救済する制度

審査内容 ①保護の適否、種類、程度及び方法の決定に関する処分 ②保護の変更、停止又は廃止の決定に関する処分 ③保護の申請却下に関する処分（保護の申請をして30日以内に通知を受けなかった場合も含む。）その他
請求先 正副2通の審査請求書を作り、総務局総務部法務課又は福祉事務所に提出する。

請求期間 処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内（やむを得ない理由により期間内に請求できなかった場合を除く。）

なお、審査請求に対する知事の裁決に不服のある人は、厚生労働大臣に再審査請求をすることができる（裁決があったことを知った日の翌日から1か月以内）。

生活保護の種類

保護は、被保護者の日常生活の需要を満たすための生活扶助を始め、教育、住宅、医療、

介護、出産、生業及び葬祭の8つの扶助に分かれている。

以下、金額については、原則として令和5年10月1日時点の額で、金額が級地によって異なるものについては、1級地の1の金額を記載

担当課 福祉局生活福祉部保護課
 (医療扶助・介護扶助以外)
 ☎5320-4064(直通)、32-431(内線)
 (医療扶助)
 ☎5320-4065(直通)、32-441(内線)
 (介護扶助)
 ☎5320-4059(直通) 32-435(内線)
 FAX 5388-1403

生活扶助

被保護者の衣食、その他日常生活の需要を満たすための扶助で、一般生活費として基準生活費、加算、入院患者日用品費及び一時扶助がある。

基準生活費 保護を受ける世帯を単位にして、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、1円未満を切り捨てた後端数を10円に切り上げる。

算定に当たっては、個人別の第1類基準額<表1>を合計した額に、世帯人数に応じた逓減率<表2>を乗じ、世帯人数に応じた第2類基準額<表3>を加える。

(第1類×逓減率) + 第2類 + 経過的加算A + 特例加算B

A 世帯人員毎に定めた経過的加算額<表5>の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員一人当たりにつき加算する。

B 特例加算として、世帯員一人当たり月額1000円を加算する。

また、これに11月～3月には世帯人数別の冬季加算、12月には世帯人数別の期末一時扶

助が加算される。<表4>

<表1>第1類(個人別)

年齢	基準額
0～2歳	44,580円
3～5	44,580円
6～11	46,460円
12～17	49,270円
18～19	46,930円
20～40	46,930円
41～59	46,930円
60～64	46,930円
65～69	46,460円
70～74	46,460円
75～	39,890円

<表2>世帯人数別の逓減率

世帯人数	逓減率
1人	1.00
2人	0.87
3人	0.75
4人	0.66
5人	0.59
6人	0.58
7人	0.55
8人	0.52
9人以上	0.50

<表3>第2類(世帯単位)

世帯人数	基準額
1人	27,790円
2人	38,060円
3人	44,730円
4人	48,900円
5人	49,180円
6人	55,650円
7人	58,920円
8人	61,910円
9人	64,670円
10人以上	(1人を増すごとに加算する額) 2,760円

<表4> 冬季加算と期末一時扶助(世帯単位)

世帯人数	冬季加算(11月～3月)	期末一時扶助(12月)
1人	2,630円	1万4,160円
2人	3,730円	2万3,080円
3人	4,240円	2万3,790円
4人	4,580円	2万6,760円
5人	4,710円	2万7,890円
6人	5,010円	3万1,720円
7人	5,220円	3万3,690円
8人	5,380円	3万5,680円
9人	5,560円	3万7,370円
10人以上(1人増すごとに加える額)	180円	1,710円

※冬季加算の特別基準は1.3倍額

<表5> 生活扶助本体に係る経過的加算

年 齢	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
	1級地の1	1級地の1	1級地の1	1級地の1	1級地の1
0～2歳	150円	550円	0円	980円	2,340円
3～5歳	150円	550円	0円	0円	250円
6～11歳	0円	0円	0円	0円	0円
12～17歳	0円	0円	530円	2,230円	3,810円
18～19歳	1,330円	890円	2,290円	3,770円	5,190円
20～40歳	700円	890円	670円	2,240円	3,730円
41～59歳	1,520円	890円	0円	470円	2,060円
60～64歳	1,160円	890円	0円	0円	960円
65～69歳	1,630円	0円	0円	0円	1,230円
70～74歳	0円	0円	0円	0円	0円
75歳以上	3,220円	1,460円	390円	320円	1,630円

年 齢	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯
	1級地の1	1級地の1	1級地の1	1級地の1	1級地の1
0～2歳	1,270円	70円	0円	0円	0円
3～5歳	0円	0円	0円	0円	0円
6～11歳	0円	0円	810円	1,630円	1,540円
12～17歳	3,280円	4,480円	5,780円	6,660円	6,570円
18～19歳	4,630円	5,760円	7,000円	7,830円	7,740円
20～40歳	3,180円	4,310円	5,540円	6,370円	6,290円
41～59歳	1,500円	2,630円	3,870円	4,700円	4,610円
60～64歳	0円	960円	2,200円	3,030円	2,940円
65～69歳	260円	1,220円	2,440円	3,260円	3,180円
70～74歳	0円	0円	0円	250円	160円
75歳以上	900円	1,820円	2,840円	3,530円	3,440円

加算 生活保護基準には、保護を受ける世帯の状況に応じて各種の加算を付けることが認められている。①妊産婦加算 妊婦については妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から、産婦については出産日の属する月から

最高6か月間。妊娠6か月未満9,130円、6か月以上1万3,790円。産婦8,480円 ②障害者加算 身体障害者手帳1級・2級、国民年金法1級の人の場合、居宅2万6,810円、入院入所2万2,310円。身体障害者手帳3級、国民年金法2級の人の場合、居宅1万7,870円、入院入所1万4,870円。重度障害者加算 1万5,220円。特別介護料、世帯員1万2,760円。介護人7万520円以内※愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人も、障害の程度により加算がある。③介護施設入所者加算 介護施設入所者基本生活費が算定されている人で、障害者加算又は母子加算が算定されていない人に、月額9,880円を加算する。④在宅患者加算 在宅患者であって、現に療養に専念している人が栄養の補給を必要とする場合、1万3,270円 ⑤放射線障害者加算 原爆被爆者など、放射線による障害のある人が一定要件を満たす場合、治療中4万4,620円、治ゆ2万2,310円 ⑥児童養育加算 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで1万190円 ⑦介護保険料加算 介護保険の第1号被保険者であって、普通徴収の対象になっている人に対して加算する。ただし、保険料額及び納付時期に応じて加算する。⑧母子加算 父母の一方又は両方が欠けている世帯であって児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者(児))を養育する場合、居宅1万8,800円、入院入所1万9,350円。児童2人の場合、居宅4,800円、入院入所1,560円を加算。3人以上1人増すごとに、居宅2,900円、入院入所770円を加算 ⑨重複の調整 同じ人が障害者加算又は母子加算のいずれにも該当する場合は、そのうち高い方の額を加算する。

※⑥・⑧は、別途経過的加算を計上する場合がある。

入院患者日用品費 病院又は診療所に1か月以上入院する人などに、月額2万3,110円以内（冬季加算1,000円）の日用品費を支給

介護施設入所者基本生活費 介護施設に入所する人に、月額9,880円以内（冬季加算1,000円）を支給

一時扶助 特に必要と認められた場合、次の額を一時扶助

①配電・水道・井戸・下水道設備費 各1件につき12万8,000円以内 ②家具什器費 1件3万2,300円以内 ③被服費 布団類（再生1組1万4,200円以内、新規1組2万800円以内）、平常着（1人1万4,600円以内）、新生児衣料（5万3,500円以内）、入院時寝巻（4,500円以内）、紙おむつ等（月額2万1,700円以内）④入学準備金 小学校6万4,300円以内、中学校8万1,000円以内

◇ 教育扶助

児童が義務教育を受けるときの扶助

基準額 月額 ①小学校 2,600円 ②中学校 5,100円

特別基準 学級費等の加算月額 ①小学校 1,080円以内 ②中学校 1,000円以内

その他 ①教材代 正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な額 ②給食費 保護者が負担すべき学校給食費の額 ③通学用交通費 通学に必要な最少限度の額 ④災害時などの学用品費の再支給 小学校1万1,600円、中学校2万2,700円 ⑤学習支援費 年間上限額小学校1万6,000円以内、中学校5万9,800円以内

◇ 住宅扶助

家賃・間代・地代・補修費その他住宅の維持費を支払う必要があるときの扶助

基準額

①家賃、間代、地代など 一般基準 月額1万3,000円以内 特別基準等3万8,000円以内～9万7,000円以内（世帯人数等による）②補修費など住宅維持費 年額12万8,000円以内 特別基準19万2,000円以内 ③敷金など 27万9,200円以内～38万8,000円以内（世帯人数による）④契約更新料など 10万4,700円以内～14万5,500円以内（世帯人数による）

◇ 医療扶助

けがや病気で医療を必要とするときの扶助。医療券等による現物給付が原則

受診の費用 指定医療機関などで診療を受ける場合、国民健康保険の診療方針及び診療報酬に基づく必要最小限度の額

治療材料の費用 国民健康保険の療養費の例等の範囲内で必要最小限度の額

施術の費用 都知事と各施術団体との協定で定められた額以内の額

移送費 移送に必要な最小限度の額

◇ 介護扶助

介護保険サービスを受けるときの扶助。介護券による現物給付が原則

居宅介護費 指定介護機関による居宅で利用するサービスの自己負担分の費用

施設介護費 指定介護機関に指定された介護保険施設に入所する場合の自己負担分の費用

福祉用具費・住宅改修費 介護保険の福祉用具購入費、住宅改修費の自己負担分の費用

介護予防・日常生活支援費 訪問、通所、配食、安否確認サービス等の自己負担分の費用

◇ 出産扶助

出産をするときの扶助

基準額 ①出産に要する費用31万1,000円以内

②病院・助産所などの分べんは8日以内の入院料実費を加算 ③衛生材料を必要とする場合、6,000円以内の額を加算

特別基準 ①やむを得ない事情がある場合には、36万1,000円以内 ②産科医療補償制度による保険料（掛金）3万円以内

◇ 生業扶助

生業に必要な資金・器具や資料を購入する費用、技能を修得するための費用、就労のための費用を必要とするときの扶助

生業費 4万7,000円以内（特別基準7万8,000円以内）

技能修得費 8万7,000円以内（特別基準14万6,000円以内）

高等学校等就学費 基本額 月額5,300円 学級費等月額2,330円以内 入学準備金8万7,900円以内 学習支援費年間上限額8万4,600円以内（特別基準109,980円以内） このほか教材

代、授業料（授業料無償化等の対象となる学校に通学する場合を除く。）入学金及び入学考査料の一部、通学のための交通費について、それぞれ認定された扶助額

就職支度費 3万3,000円以内

◇ 葬祭扶助

葬祭を行うときの扶助

基準額 ①大人21万2,000円以内 ②小人16万9,600円以内

加算 火葬に要する費用が大人600円、小人500円を超える場合には、その超える額。自動車料金その他死者の運搬に要する費用が1万5,580円を超える場合には、7,480円を限度としてその超える額

特別基準 ①小人の葬祭費用が地域の実態からみて大人と同様であると認められる場合、大人の基準額を適用 ②葬祭をする扶養義務者のいない死者に対する葬祭の場合、1,000円を加算 ③死亡診断又は死体検案の費用が5,350円を超える場合には、その超える額を加算 ④火葬又は埋葬を行うまでの間死体を保存するために特別な費用を必要とする場合、その実費を加算

施

設

保護施設としては、身体上又は精神上に障害のある人のために救護施設及び更生施設があり、住宅のない人のために宿所提供施設がある。

また、医療を必要とする人のために指定医療機関があり、介護を必要とする人のために指定介護機関がある。

また、生計困難者のために、無料又は低額な料金で利用できる宿泊所（230^号）がある。

◇ 救護施設

身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護している。

処遇内容 ①生活指導 ②作業訓練 ③健康診断の実施 ④教養娯楽施設の利用など

入所申請 福祉事務所（10か所、定員911人）

担当課 福祉局生活福祉部保護課
☎5320-4086(直通)、32-436(内線)
FAX 5388-1403

◇ 更生施設

身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護している。

処遇内容 ①生活指導 ②作業訓練 ③健康診断の実施 ④教養娯楽施設の利用など

入所申請 福祉事務所（11か所、定員850人）

担当課 福祉局生活福祉部保護課
☎5320-4086(直通)、32-436(内線)
FAX 5388-1403

◇ 宿所提供施設

住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設で、家族用と単身者用とがある。

入所申請 福祉事務所（10か所、定員696人）

担当課 福祉局生活福祉部保護課
☎5320-4086(直通)、32-436(内線)
FAX 5388-1403

◇ 指定医療機関

医療を必要とする被保護者の診療、調剤及び看護を担当する医療機関等で、健康保険法の指定を受けた医療機関等の中から、厚生労働大臣又は知事が指定したもの

利用方法 福祉事務所で医療券等の交付を受け、指定医療機関に提出

担当課 福祉局生活福祉部保護課
☎5320-4065(直通)、32-441~445(内線)
FAX 5388-1403

◇ 指定介護機関

介護を必要とする被保護者の居宅介護等又は施設介護を担当する事業者（施設）で、介護保険法の指定を受けたものの中から、厚生労働大臣又は知事が指定したもの

担当課 福祉局生活福祉部保護課
☎5320-4059(直通)、32-435(内線)
FAX 5388-1403

そ の 他

都加算援護とは、生活保護を受けている世帯（入院患者を含む。）及び施設入所者に対して、その生活内容の一層の充実と向上を図るため、都や区市町村などにより実施されている生活保護法に基づくもの以外の援護措置である。

また、生活保護を受けている世帯の住民税は非課税となるほか、各種の税や料金の減免

の制度がある。

◇ 都加算援護

被保護世帯に対する援護 主なものは、①求職活動を行う際に必要となる衣服等の購入費や、高齢者の社会参加や、健康増進等に要する経費など、自立支援のための経費を支給
②被保護学童生徒に対する健全育成及び自立

援助のための費用を支給

担当課 福祉局生活福祉部保護課

☎5320-4064(直通)、32-432(内線)

FAX 5388-1403

◇ 税の減免など

生活保護を受けている人の住民税は非課税（生活扶助以外の扶助については、区市町村ごとに減免の対象範囲が異なる。）となる。個人事業税、軽自動車税種別割、固定資産税、都市計画税などは、申請に基づいて減免される。

※住民税、軽自動車税種別割の減免の対象範囲は、区市町村によって異なる場合がある。

このほか、国民年金保険料の免除(185㉮)、都営住宅入居保証金の免除などの制度がある。

手続 ①住民税、軽自動車税種別割、国民年金保険料は区市町村へ。②固定資産税、都市計画税は、23区内は都税事務所、その他の地区は市役所・町村役場(301㉮)へ。③都営住宅入居保証金の免除などは東京都住宅供給公社都営募集課へ。問合せ☎3498-8894(代表) ④個人事業税は都税事務所・都税支所又は支庁へ。

また、関連するものとして、JR通勤定期券の割引(259㉮)、都営交通無料乗車券等(261㉮)、水道・下水道料金の減免(266㉮)、放送受信料の減免(266㉮)がある。